

議案第75号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和3年12月28日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

健安管理第547号

令和3年12月28日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪市長 松井 一郎 様

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

理事長 朝野 和典

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の変更について（申請）

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の変更について

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限（平成29年4月1日認可）を次のように変更し、設立団体の長の認可の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前				
1 手数料の上限額			1 [同左]				
(1) 分析試験を依頼しようとする者が納付すべき手数料の上限額は次の表のとおりとする。			(1) [同左]				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
	医薬品、医薬部外品、化粧品等の試験	1 検体、 1 成分 又は 1	52,500円		薬品、化粧品、衛生材料等の試験	1 検体、 1 成分 又は 一	52,500円
	食品検査	件	200,000円		食品、添加物、器具又は容器包装の試験	件	58,700円
	水質検査		217,600円		水質検査		201,200円
	栄養成分分析		180,000円		粉塵測定等の環境試験		28,900円
	寄生虫、衛生動物等の検査		25,400円		労働生理検査		13,400円
	感染症検査		25,400円		栄養成分分析		180,000円
	家庭用品検査		113,000円		微生物、異物混入等の検査		58,000円
	室内空気検査		111,000円		その他の試験又は検査		実費に1.2を乗じて得た額に100分の108を乗じ
	その他の試験又は検査		実費に1.2を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額				

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; width: 60%;"></div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> を加算し て得た額 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; width: 60%;"></div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> て得た額 </div> </div>
[(2)・(3) 略]	[(2)・(3) 同左]
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。